

議案第 66 号

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市税条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 67 条第 1 項中「9 月 1 日から同月 30 日まで」を「12 月 1 日から同月 25 日まで」に、「11 月 1 日から同月 30 日まで」を「翌年 2 月 1 日から同月末日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。